

○評価基準【知識等習得コース】

(令和8年度)

評価項目	評価内容			配点
提案項目① (訓練内容)	(1) 府内の <b>企業ニーズ、受講者ニーズ</b> を的確に把握しているか。			10点
	(2) 訓練カリキュラムに <b>創意工夫</b> が見られるか。			10点
	(3) 仕様に定める訓練目標、仕上り像、策定ポイントに対して <b>実現性のある訓練</b> が実施できるか。			10点
提案項目② (就職支援)	(1) 職業訓練として <b>適切な就職支援内容と実施体制</b> が整えられているか。			10点
	(2) <b>就職率向上に向けた具体的な取組み</b> の計画及び <b>就職困難者に対する支援</b> に工夫があるか。			10点
重点項目	(1) 訓練の質の向上のため、 <b>事業者の職員研修等の人材育成</b> が図られているか。			10点
	(2) 施設、設備等において <b>訓練が受けやすい環境整備</b> が図られているか。			
	(3) 上記(1)(2)以外に <b>訓練の質の向上に向けた新たな取組み</b> があるか。			
小 計				60点
業務実施面	業務実施体制	サービスガイドライン研修受講者を配置(又はISO29993及びISO21001を取得)し、同ガイドライン(又はISO)に基づく職業訓練の運営ができるか。		2点
		専任の事務担当者を配置しているか。		5点
		訓練定員に対して設定した最少実施人数の割合	定員の35%以下で設定	3点
	定員の50%以下で設定		2点	
	定員の65%以下で設定		1点	
	訓練実施会場	京都市以外	2点	2点
		京都市内	1点	
今回の提案及び実績について	委託訓練実施実績がある場合の就職実績(別表で定める区分に応じて配点)			16点
	過去2年間に最少実施人数未滿で実施した訓練実績がある。			2点
府内企業	京都府内に、本店、支店又は営業所を有する者である。	府内に本店がある	5点	5点
		府内に支店、営業所等がある	4点	
		上記以外で府内在住者を雇用	2点	
		上記以外	0点	
価格点	仕様書7(4)①に規定する単価の範囲内である。			5点
小 計				40点
合 計				100点

【配点基準】

評価	基準	配点
A	優れている	9~10点
(B+)	やや優れている	7~8点
B	標準	5~6点
(B-)	やや劣っている	3~4点
C	劣っている	1~2点

<別表> 業務実績(就職実績)

区分	① 府内で実施した同一系統訓練コース(注2)の実績がある場合		② 府内で実施した別系統訓練コース及び求職者訓練の実績がある場合	③ 他府県で実施した訓練の実績がある場合
	95%以上	16点		
委託訓練(注1)の実績がある場合、提案現年で確定している就職率及び過去2年間の就職率の平均値	95%以上	16点	10点	8点
	90%以上95%未滿	15点		
	85%以上90%未滿	14点		
	80%以上85%未滿	13点	8点	6点
	75%以上80%未滿	12点		
	70%以上75%未滿	11点	6点	4点
	65%以上70%未滿	10点		
	60%以上65%未滿	9点		
60%未滿	—	—	—	—

(注1) 委託訓練とは、「委託訓練実施要領(令和7年3月31日改正開発0331第19・20号)」に基づき実施された訓練をいい、その他の職業訓練等は含まない。

(注2) 同一系統訓練コースは、「事務系(オフィス・経理)」、「医療系」、「Web・デザイン系」、「介護系」の4区分とする。